

令和5年度鳥取県手話施策推進協議会（第1回）

別冊 資料一覧

- 鳥取県手話施策推進協議会について
- 鳥取県手話言語条例
- 鳥取県手話施策推進計画 [平成27年3月策定]
- 鳥取県手話施策推進計画 関連施策 概要
- 令和5年度予算説明資料（鳥取県手話施策推進計画関連）
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法）
- 鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例
（あいサポート条例）
- 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」について
- 鳥取県手話言語条例制定10周年記念事業
「手話の(WA) ～ダンスでつながる手話の仲間プロジェクト～」

鳥取県手話施策推進協議会について

障がい福祉課

鳥取県手話施策推進協議会は、鳥取県手話言語条例第 17 条に基づき平成 25 年 12 月から設置された県の附属機関である。協議会では、手話の普及や手話が使用しやすい環境整備の推進等に関して、ろう者、手話通訳者、事業者などの様々な主体が集まって議論を行い、知事に意見する。

1 役割

①県が、鳥取県障害者計画※において、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定める際、知事に意見すること。

②条例の施行に関する重要事項について、知事に意見すること。

※ろう者及び手話に関する施策は、「鳥取県手話施策推進計画」において具体的に定めて計画的に推進する。

2 定員等

(1) 委員は 10 人以内。

(2) 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 任期 3 年（再任あり）

4 その他

委員のほか、オブザーバーを選任する。（条例規定なし）

【鳥取県手話言語条例（抜すい）】

（計画の策定及び推進）

第 8 条 県は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

（設置）

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織）

第 18 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 19 条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

【鳥取県障がい者プラン（H27年3月制定、R3年3月改定）（抜すい）】

IV 4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がいがある人とない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

近年のICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年度から令和5年度まで）において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

鳥取県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 手話の普及（第8条—第16条）

第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とうろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とうろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（手話の意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

（基本理念）

第3条 手話の普及は、ろう者とうろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を

互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手話施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
5 施策推進イメージ	P 3
6 手話施策推進方針	P 3
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話の普及	
イ 教育における手話の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ 聴覚障がい者相談事業の充実	
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	
オ ろう者が働きやすい環境づくり	
カ とっどりの手話の文化的発展	
7 数値目標	P 5
8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿	P 6

はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会の実現に向けて取組を進めています。

人口最少の本県での条例制定が「力」となり、同様の条例が他の自治体へ、手話言語法制定を求める決議が全国へと急速に広がっています。また、県内でも手話に対する県民の関心はかつてないほど高まり、ろう者には「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと」という自信も生まれています。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等のあらゆる場面で多面的に進めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、このたび「鳥取県手話施策推進計画」を策定しました。この計画では、継続的に手話施策を推進するために、多様な取組の基本方針等を定めています。今後はこの計画に基づき、手話施策を強力に進め、全国初の挑戦、手話革命を成就させるべく、鳥取県は突き進んでまいります。

なお、計画策定にあたっては、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、手話に関するアンケート、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

鳥取県知事 平井 伸治

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

2 計画の検討経過

本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

- 平成26年 3月 手話施策推進協議会1 … 計画案の骨子を検討
5月 手話施策推進協議会2（手話に関するアンケート検討会）
6月～8月 手話に関するアンケートを実施
（ろう者、手話関係者、一般県民）
10月 手話施策推進協議会3 … 計画素案を検討
12月 手話施策推進協議会4 … 計画案を検討
平成27年 1月～2月 計画案に関するパブリックコメントを実施
3月 手話施策推進協議会5 … 計画案を検討

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

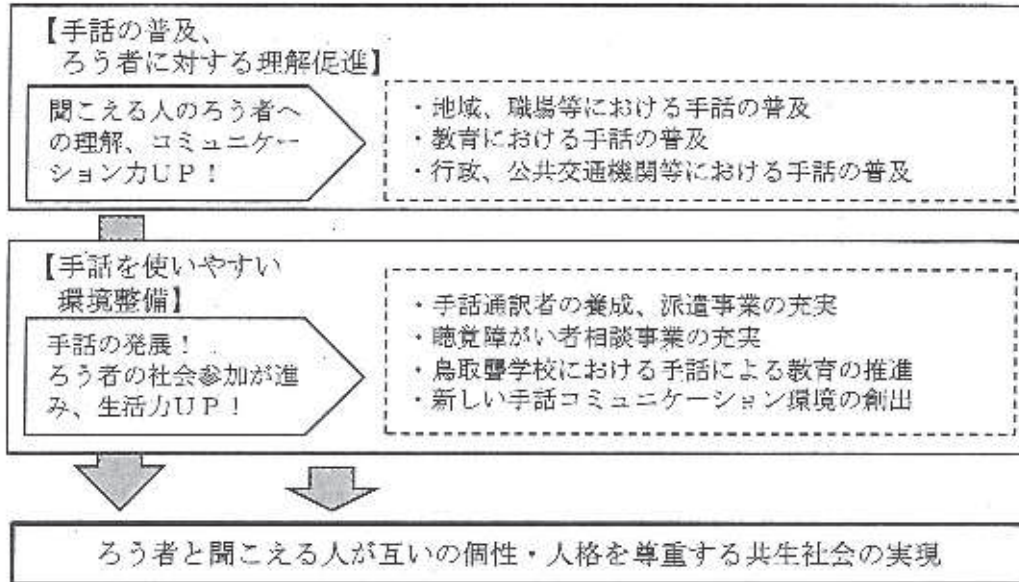
手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学

ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進等

【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、〔再掲〕手話学習会開催事業費等補助金等

(2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。

また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持つ環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（＋代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、〔再掲〕手話学習者等による見守り手話ボランティア等

オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

カ とっどりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口後の決定					

（参考1）登録手話奉仕員数 72人（平成26年度）

（参考2）登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人

8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長次長	戸羽 伸一	
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセージ	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	前鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

オブ ザー バー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	
	鳥取県病院局長	福田 健	
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー	石井 靖乃	

鳥取県手話施策推進計画の概要①

- 1 目的 鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの 継続的に手話施策を推進するため、多様な取組の基本方針を定める
- 2 計画期間 平成27年度から平成35年度まで(9年間) ※平成27年3月策定

手話の普及、ろう者に対する理解促進

【基本的な考え方】

- 手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流して互いの理解を深め、学びあうことを大切に推進

地域、職場等における手話の普及

- 手話学習の推進+普及啓発

教育における手話の普及

- 聞こえる子どもとろう児・者との交流、学習教材・支援員派遣制度等の活用

行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

手話を使いやすい環境整備

【基本的な考え方】

- ろう者の文化を尊重し、生活・ニーズを踏まえ、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進

手話通訳者の養成、派遣事業の充実

- 手話通訳者・通訳者の指導者の養成は喫緊の課題

聴覚障がい者相談事業の充実

鳥取聾学校等における手話による教育の推進

新しい手話コミュニケーション環境の創出

- ICTを活用した手話コミュニケーション

ろう者が働きやすい環境づくり

とっどりの手話(地域手話)の文化的発展

ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重する共生社会の実現

鳥取県手話施策推進計画の概要②

1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

項目	方針	実施施策
① 地域、職場等における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。 こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。 また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。 さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民向けミニ手話講座 手話学習会開催事業費等補助金 手話サークル等助成事業費等補助金 手話パフォーマンス甲子園の開催 手話啓発イベントへの助成等
② 教育における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒と一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。 手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話普及支援員派遣制度 手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進 聾学校との交流学習の推進等
③ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。 また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員向け手話講座の開催 知事定例記者会見、議会中継等での手話通訳者配置等

鳥取県手話施策推進計画の概要③

2 手話を使いやすい環境整備

項目	方針	実施施策
① 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。 ・併せてろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化、専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。 ・また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。 ・一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成研修、派遣事業 ・手話トレーナーの配置等
② 聴覚障がい者相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。 ・また、福祉施設等に入所中のろう者・独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者相談員（手話学習者等による見守り手話ボランティア）
③ 鳥取聾学校・難聴学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持つ環境をつくります。 ・また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。 ・また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。 ・教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取聾学校地域支援部の充実 ・手話検定等受験料助成制度 ・教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

鳥取県手話施策推進計画の概要④

2 手話を使いやすい環境整備

項目	方針	実施施策
④ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。 ・また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔手話通訳サービス ・ろう者向けICT学習会
⑤ ろう者が働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者就労支援事業
⑥ とっどりの手話の文化的発展	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

鳥取県手話施策推進計画の概要⑤

数値目標

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数(団体派遣)	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					

令和5年度予算説明資料

(鳥取県手話施策推進計画関連)

- ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（当初予算）
- ・手話でコミュニケーション事業（当初予算）
- ・手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業
（当初予算）
- ・聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）（当初予算）
- ・障がい者情報アクセスモデル県推進事業（当初予算）、（6月補正予算）
- ・手話言語条例発祥の地 とっとり手話フェス開催事業（6月補正予算）
- ・鳥取県立バリアフリー美術館発展事業（当初予算）
- ・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業（当初予算）
- ・手話で学ぶ教育環境整備事業（当初予算）
- ・私立学校支援等事業（私立学校あいサポート教育推進事業）（当初予算）
- ・障がい者就労・職場定着支援強化事業（当初予算）

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	27,445	27,947	△502			(基金繰入金) 14,300	13,145	
トータルコスト	28,225千円 (前年度 28,736千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1. 事業の目的、概要								
平成29年度まで県が直接支援を行っていた補助事業について、より現場のニーズに即した取組になるよう、定期的に各種社会福祉団体と調整し、現場のニーズを十分に把握している県社会福祉協議会を窓口とし、円滑かつ迅速に事業実施する。								
2. 主な事業内容								
補助事業に要する経費(事業費、人件費(2名分)及び事務費)を支援する。								
(単位: 千円)								
区 分				予 算 額	財 源			
1 事業費				19,775				
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金				80	単県			
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金				120	単県			
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業補助金				150	単県			
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金				560	単県			
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金				400	単県			
(6) 手話学習会開催事業費補助金				1,350	単県			
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金				240	単県			
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金				510	単県			
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金				338	単県			
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金(担い手加算・過疎地就業奨励金含む。)				5,900	基金			
(10-2) 生活援助型研修受講支援補助金(担い手加算・過疎地就業奨励金含む。)				700	基金			
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金				400	基金			
(12) 介護実務者研修受講支援補助金				6,500	基金			
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金				800	基金			
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金				727	単県			
(15) ことぶき起業支援補助金				800	単県			
(16) 外国人高齢者福祉給付金				200	単県			
2 人件費				6,370	単県			
3 事務費				1,300	単県			
合 計				27,445				
3 事業目標・取組状況・改善点								
各補助金がより現場のニーズに即した補助制度になるよう、県社会福祉協議会と連携を密にして補助制度の適切な実施を図る。								

12 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
手話でコミュニケーション事業	99,814	96,007	3,807	35,108		(雑入) 20,403	44,303
トータルコスト	106,052千円（前年度 102,316千円）〔正職員：0.8人〕						
主な業務内容	団体との調整、契約事務等						
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進						

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。

2 主な事業内容

① 手話の普及（4,962千円）

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
(抜) ミニ手話講座、難聴者等向け手話学習会、筆談セミナーの開催（単県）	2時間/回程度のミニ手話講座、筆談セミナーを県内各所で開催するとともに、新たに難聴者等向け手話講座を開催する。	3,497
手話サークルへの補助（単県）	手話サークル活動を推進するための補助金の交付	600
手話啓発イベント、聴覚障がい者福祉研修会への補助（単県）	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント及び、聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金の交付	865

② 手話を使いやすい環境整備事業（93,827千円）

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。	4,569
音声文字変換システム（単県）	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。	885
手話通訳士試験受験料の補助（単県）	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料を支援する。	110
手話通訳者トレーナー（国1/2、鳥取市負担金）	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	7,465
手話通訳者設置・派遣（国1/2、鳥取市負担金）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	32,200
手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。	10,955
手話通訳者指導者養成研修への派遣（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策（単県）	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催及び健康診断を実施する。	1,635
鳥取県手話施策推進協議会（単県）	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費	372
どっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助（単県）	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金の交付	100
聴覚障がい者相談員設置事業（国1/2）	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	34,183
手話通訳者等派遣費の補助（単県）	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金の交付	100

③ コミュニケーション支援事業（1,025千円）

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援（単県）	障がい者と地域住民とが交流できるサロン設置を通じて、交流の機会を提供する取組に対する補助金の交付	500
難聴者等向けコミュニケーション学習会開催に対する支援（単県）	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等開催に対する補助金の交付	425
(新) 第30回中国地区合同手話研修会開催費補助金（単県）	中国地区手話サークル連絡協議会・全国手話通訳問題研究会中国ブロックが主催する「第30回中国地区合同手話研修会」開催に対する補助金の交付	100

3 事業目標・取組状況・改善点

上記の取組により手話や聴覚障害に対する理解が広がってきており、これを着実に前進させていくため、関係団体等と連携しながら取組を継続していく。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業	31,977	25,130	6,847				31,977	
トータルコスト	42,648千円 (前年度 35,860千円) [正職員: 1.0人 会計年度任用職員: 1.0人]							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和5年度に第10回目を迎える全国高校生手話パフォーマンス甲子園について、全国に先駆けて鳥取県が制定した手話言語条例が制定10周年を迎えることを併せて記念し、「鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」として開催する。手話言語への理解と普及促進、共生社会の実現等を図るため「多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらう」ことを目的とした本大会を“手話の聖地”鳥取県で開催し、今後の手話言語の更なる認知度及び普及率の向上につなげる事業とする。

2 主な事業内容

鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

(1) 主催・共催等

- ア 主 催：手話パフォーマンス甲子園実行委員会
- イ 共 催：鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- ウ 特別協賛：日本財団

(2) 大会の実施概要 (令和5年秋に鳥取市内で開催予定)

- ア 参加資格：高等学校・特別支援学校高等部等に在籍する生徒
- イ 演技及びエントリー内容：手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・ポエム・コントなどのパフォーマンス等
- ウ 本大会出場チーム：予選審査を通過した15チーム (個人含む)
- エ 審査方法
 - (ア) 予選審査会：動画審査により審査する。
 - (イ) 本大会：手話言語の正確性・分かりやすさと演出力・パフォーマンス度の観点から採点する。
- オ 交流会の開催：本大会前日に、出場チーム、出演者、来賓等が参加する交流会を開催する。
- カ 大会記録テレビ番組放送：大会での選手の様子・パフォーマンスをダイジェスト版にした番組制作・放送を行う。
- キ (新) 小中高校生による手話ダンスのパフォーマンス (教育委員会特別支援教育課と連携)：県内の小中高校生が出演する手話ダンス動画の制作・公開を行うことで、若年層へ手話言語の普及推進を図るとともに、そのダンスを手話パフォーマンス甲子園で披露する。

項目	予算額 (前年度予算額)	内 容
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	20,352千円 (15,130千円)	○大会開催に要する経費 (日本財団助成額を除く経費) ○(拡) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策経費 ○(新) 高校生向け大会PRホームページ新規立上げ経費 ○(新) 若年層への手話言語普及推進動画制作費
奉迎対策費	11,425千円 (10,000千円)	○関係機関との協議や奉迎に要する経費 (御視察経費等)
合 計	31,977千円 (25,130千円)	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話言語を身近に感じてもらうとともに、「きこえない人」と「きこえる人」の交流の推進及び地域の活性化に寄与する。
- ・全国で初めてとなる手話言語条例を制定した翌年の平成26年11月に、第1回全国高校生手話パフォーマンス甲子園を鳥取県で開催して以降、毎年大会を開催している。令和4年度の第9回大会は3年ぶりの現地開催を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、一般入場をとりやめたものの、ライブ配信では18,000回 (令和3年度11,000回) を超える視聴があり、更なる新たな視聴者層を獲得できた。
- ・本大会出場チームには、地元のイベントに呼ばれ、手話を使ったパフォーマンスを披露するところ生まれる等、大会を通じた手話言語の認知度向上の波及効果も表れている。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																											
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	24,468	26,315	△1,847	8,242		(雑入) 7,232	8,994																											
トータルコスト	25,248千円（前年度 27,104千円）〔正職員：0.1人〕																																	
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																																	
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																																	
事業内容の説明	<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>① 聴覚障がい者センター関連経費（国1/2）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字幕入り映像の貸出事業</td> <td>字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。</td> <td>4,112</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 要約筆記事業（国1/2、鳥取市負担金）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要約筆記者養成研修事業</td> <td>要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。</td> <td>10,683</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置・派遣事業</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。</td> <td>9,673</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>20,356</td> </tr> </tbody> </table> <p><聴覚障がい者センターの概要></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取市、倉吉市、米子市</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者センターの機能</td> <td> <p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組により、聴覚障がい者への支援を行い、聴覚障がい者の社会参加を推進する。 ・平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図り、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。 ・今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていくとともに、聴覚障がい者は全員手話が使えとの認識もまだ多々あることから、要約筆記等、手話の使えない聴覚障がい者への支援に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。 								区分	事業内容	予算額	字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	4,112	区分	事業内容	予算額	要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,683	要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	9,673	合 計		20,356	設置者	鳥取県	実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市	聴覚障がい者センターの機能	<p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p>
区分	事業内容	予算額																																
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	4,112																																
区分	事業内容	予算額																																
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,683																																
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	9,673																																
合 計		20,356																																
設置者	鳥取県																																	
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会																																	
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市																																	
聴覚障がい者センターの機能	<p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p>																																	

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	21,214	21,211	3	3,655		17,559	
トータルコスト	24,333千円 (前年度 24,365千円) [正職員：0.4人]						
主な業務内容	団体との調整、契約事務等						
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進						
事業内容の説明							
1 事業の目的、概要							
障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図っていく。							
2 主な事業内容							
(単位：千円)							
対象	細事業名	事業内容					予算額
障がい全般	障がい者 ICT サポート総合推進事業 (国 1/2)	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。 ・当事者、家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、デジタルデバイス活用の個別支援、機器の貸し出し ・技術支援等ボランティアの派遣、広報 (ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、アプリの活用方法など基本的なことから支援) ・視覚障がい者支援スタッフスキルアップ研修の実施					7,011
	信号機への高度化PICS導入事業	専用アプリを入れた視覚障がい者等のスマートフォン等に対して、歩行者信号機の表示を音声で知らせるための装置 (高度化PICSを信号に装着する (県内2箇所予定))。					(8,021) ※警察本部事業
視覚障がい	視覚障がい者情報アクセス向上事業 (単県・国 1/2)	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えない・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。					5,000
	同行援護従事者確保推進事業 (単県)	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成 (研修受講奨励金)					5,000
聴覚障がい	電話リレーサービス加入促進事業	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。					1,323
	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業 (単県)	・レックリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク (株) が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。					2,880
	聞こえない・聞こえにくい子のサポートセンター設置事業 (国 10/10)	聞こえない・聞こえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、早期から切れ目のない支援を行う。					(21,501) ※子ども発達支援事業
合 計							21,214
3 事業目標・取組状況・改善点							
<ul style="list-style-type: none"> ・法制定を受け、国においても情報アクセシビリティの一層の促進が図られることを踏まえ、そのモデル県を目指した取組を進めていく。 ・これまで、全国で初めて手話言語条例を制定し普及を図るほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置、失語症者支援センターなど支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んできた。 ・また、令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立したが、同法の成立前から、関係団体等の意見を踏まえ、情報アクセシビリティ向上に資する取組を実施してきた。 							

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7201)

12月 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	21,214	7,700	28,914	750			6,950	
トータルコスト	24,333	8,480	32,813	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	団体との調整、契約事務等				

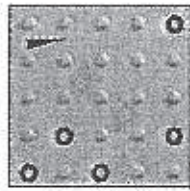
事業内容の説明

1 事業の目的、概要

情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るためのコード化点字ブロックの試験導入、マルチメディアデジタイズ図書等の普及・機器の整備のほか、電話リレーサービスの加入促進のための機器導入支援等を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

対象	区分	事業内容	補正額
視覚障がい	コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業(単県)	視覚障がい者は、見えない見えにくいことにより、慣れない場所等での行動が制限されてしまうため、当該場所において必要な情報を効率的かつ確実に取得し、アクセスの向上を図られるよう、コード化点字ブロックを試験的に設置し、実証実験を行う。 ・設置想定場所:鳥取駅周辺 等 ※コード化点字ブロック 既存点字ブロック上にコードを配置し、スマホの専用アプリで読み込むとコードに組み込まれた情報(例:正面〇m先に〇〇があります等)を取得できる。  【コード化点字ブロック】	5,000
	マルチメディアデジタイズ図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成(国1/2)	マルチメディアデジタイズ図書を閲覧するためのタブレットを整備し、研修・貸し出し等を行いマルチメディアデジタイズ普及啓発に努めるとともに、図書作成のための機器を整備する。また、制作ボランティアを養成する。 ※マルチメディアデジタイズ 視覚に障がいのある方、文字が見えにくい方、発達障がいのある方など活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル図書。	1,500
聴覚障がい	電話リレーサービス加入促進事業(単県)	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するため、同サービスを利用できる機器(スマートフォン等)を所有していない人を対象に、機器購入経費の一部を補助する。	1,200
合 計			7,700

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・法制定を受け、国においても情報アクセシビリティの一層の促進を図られることを踏まえ、そのモデル県を目指した取組を進めていく。
- ・これまでも、全国で初めて手話言語条例を制定し普及を図るほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置、失語症者支援センターなど支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充、電話リレーサービスにおける全国初の地域登録の導入など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んできた。
- ・また、令和4年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立前から、関係団体等の意見を踏まえ施策を実施してきたが、より一層障がい者の情報アクセシビリティ向上に資する取組を推進する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課(内線:7682)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)手話言語条例発祥の地 とっとり手話フェス開催事業	0	33,638	33,638				33,638	
トータルコスト	0	34,418	34,418	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	団体との調整、大会広報、契約事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

手話言語条例の制定10周年と全国高校生手話パフォーマンス甲子園第10回大会を記念し、手話言語条例を全国で初めて制定した「手話の聖地」鳥取から、全国に向けて手話言語への理解・普及推進、共生社会の実現を図るとともに、2025年デフリンピック東京大会(以下「デフリンピック東京大会」という。)の成功に向けた機運醸成のため、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人、誰もが楽しめるイベントを集中的に実施する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	事業内容	補正額
(新)手話言語条例発祥の地 とっとり手話フェス開催事業	<p>これまで手話言語に触れる機会がなかった方も含め、より多くの方に手話言語を身近に感じてもらう、その理解・普及推進を図るとともに、デフリンピック東京大会の成功に向けた機運醸成のため、体験型のイベントも含め、複数の手話言語エンターテイメントイベントを手話国際デー(9/23)の前後で集中的に実施する。</p> <p>(1) 鳥取県手話言語条例制定10周年記念式典事業 (2,500千円) 平成25年10月に全国に先駆けて制定された鳥取県手話言語条例の10周年に当たり、関連団体やきこえない・きこえにくい方、その関係者のほか、同様に条例を制定している他自治体等を「手話の聖地」鳥取に招待し、この先も手話言語に係る取組を強力に進めていく機運醸成を図る記念式典を開催する。</p> <p>(2) 手話言語チャリティーライブ (22,077千円) これまで手話言語とのつながりがなかった層の関心を強く惹き、楽しみながら手話の魅力を感じてもらうことで、聴覚障がいのある方への深い共感や手話通訳士等の人材確保につながる仕掛けとして開催する。 「手話の聖地」鳥取だからこそできるチャリティー形式のライブで、県内外の若年層や家族等を対象にした、手話×歌・ダンス・お笑い等のハイレベルなエンターテイメントを体感し、心から楽しめる時間を共有することで、きこえない・きこえにくい方とそうでない方の間の距離をなくし、それぞれの記憶に強く残るイベントとする。</p> <p>(3) 音のない世界の体験会(ダイアログインサイレンス) (6,476千円) きこえない・きこえにくい方の進行で、ジェスチャーやボディラングージ等、音声に頼らないコミュニケーション手法について楽しみながら、「言葉の壁」を越える表現方法の気づきの場となる体験会を開催する。(学校向け・一般向けをそれぞれ開催予定)</p> <p>(4) きこえない人・きこえる人が楽しめるアート体験会 (605千円) 手話言語をイラスト化するアート作品の講師と来場者が、楽しみながら手話イラスト作品の共同制作を行うことで、幅広い層に手話言語をより親しみやすく身近なものとして感じてもらうことを目的として開催する。</p> <p>(5) デフムービーシアター(上映会) (1,980千円) 聴覚障がいを取りまく複数の映像作品を上映し、それぞれの物語を通じてその世界観や問題点を感じることで幅広い層に「きこえ」について当事者として考える契機とする。</p>	33,638
合計		33,638

3 事業目標・取組状況・改善点

- 手話言語を使った親しみやすいイベントを集中的に実施し、楽しみながら手話の魅力を感じてもらうことで、これまで手話言語とのつながりがあまりなかった層の関心も高め、手話言語に興味を持ち、触れたいと思う人々を増やすとともに、きこえない・きこえにくい方への深い共感を覚え、手話通訳士等を目指す人材の確保につながることを目標とする。
- 平成25年10月の鳥取県手話言語条例の制定以降、手話を言語として認め、手話を使いやすい環境整備の取組を推進してきた。条例制定10周年を機に手話言語を用いた各種イベントを開催し、これまで手話言語に触れる機会のなかった方も含め、より多くの人に手話を身近に感じてもらうとともに、その魅力や奥深さ、必要性を発信する。
- あわせて、デフリンピック東京大会開催についての周知を図り、大会を盛り上げる機運を醸成する。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県立バリアフリー美術館発展事業	12,875	0	12,875				12,875	
トータルコスト	14,434千円（前年度 0千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整業務							
工程表の政策内容	障がい者の芸術・文化活動の振興							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして整理し、そのデジタルデータを使って、何時でも・何処でも・誰でも障がい者アートを鑑賞することが出来る「鳥取県立バリアフリー美術館」を創立したことから、引き続きデジタルアーカイブの充実を図るとともに、情報アクセシビリティの理解促進に向けて、デジタルデータを使った企画展及びワークショップを行う。

<鳥取県立バリアフリー美術館について>

- 最大110点（常設展示55点、企画展示55点）のデジタル化（3Dを含む）した障がいのある人の優れたアート作品を展示
 - ・常設展示では、福祉施設や個人を訪問調査して発掘した優れたアート作品を展示
 - ・企画展示では、あいサポート・アートとっとり展の入賞作品展などを開催
- バリアフリー機能として、作品解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能などを実装

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
デジタルアーカイブ作品の調査、選定	県内の障がいがある方たちの優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開をする。	4,134
デジタル美術館の企画展開催	常設展示の展示替（年1回）及び企画展（年2回）を実施する。	4,671
デジタル美術館を使ったワークショップ	企画展の開催にあわせ、音声・手話による作品解説や自動鑑賞モードなどのバリアフリー機能とインターネットの利点を活かしたイベント（例：全国各地の様々な障がいのあるアーティストによるオンラインギャラリートーク、障がい種別によるオンラインギャラリートークなど）を開催する。	2,750
デジタル美術館等保守管理	デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの利用料及び管理料	1,320
合 計		12,875

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人たちなど、誰でも、何処でも障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備し、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め更なる推進を図る。

目標値：バーチャルミュージアム閲覧者数…10,000人/年

- ・デジタル田園都市構想の一環として、鳥取県立バリアフリー美術館を創立した。

12月 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	12,964	15,464	△2,500				12,964	
トータルコスト	19,202千円（前年度 21,773千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、関係先との連絡調整・協議等							
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正（令和3年6月4日公布）され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。 ※「合理的配慮の提供」について 行政機関や事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（バリア）の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することが求められているもの。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
内 容								予算額
(1) 障がい者差別解消に向けた体制整備 事業者における障がい者差別解消に向けた体制整備が図られるよう、あいサポート運動に取り組む企業・団体の拡大を推進するための取組を実施する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費を助成 〔補助上限額〕1件30万円〔補助率〕2/3 ※あいサポート企業・団体の場合、少額の場合は補助対象経費の10/10（上限5万円）								9,846
(2) 合理的配慮の提供及びあいサポート運動の普及啓発 県民への合理的配慮の周知やあいサポート運動の更なる推進を図るとともに、県外におけるあいサポート運動の機運を高めるため、SNS広告等を通じた情報発信を実施する。								1,540
(3) 障害者差別解消法の理解促進 関係団体等と事例共有等を行う「障がい者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした障害者差別解消法やあいサポート精神の理解を深める研修を実施する（研修会の一部はオンラインにより実施）。								1,578
合 計								12,964
3 事業目標・取組状況・改善点 ・令和4年度に配置したあいサポート企業拡大推進員の活動により、県内のあいサポート企業・団体の認定数は大幅に増えたが（県内のあいサポート企業・団体の認定数：令和2年度43件、令和3年度20件⇒令和4年度（10月末）96件）、一層の啓発を行い、あいサポート企業・団体の更なる認定拡大を図る。 ・県内の民間事業者等を対象に障害者差別解消法の研修会を開催するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を実施し、事例の共有や障がい者差別を解消するための対策を協議している。また、「障がい者差別解消相談支援センター」を県内3か所に設置し、障がいを理由とする差別解消に対応する相談支援体制を整備しており、より一層の周知を進めていく。 〔令和4年11月末現在の状況〕 ○あいサポーター数：614,297人（うち県内82,257人、県外532,040人） ○あいサポート企業・団体数：2,479企業・団体数（うち県内566企業・団体、県外1,913企業・団体） ※県外のあいサポーター数等は、連携してあいサポート運動を実施している8県16市6町の合計数。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費
2目 特別支援学校費

特別支援教育課（内線：7575）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話で学ぶ教育環境整備事業	5,473	5,886	△413				5,473	

トータルコスト 17,459千円（前年度 17,883千円）【正職員：0.8人、会計年度任用職員：2人】

主な業務内容 学校との調整、市町村教育委員会との調整

工程表の政策内容 特別支援教育の充実

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境の充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 鳥取聾学校における取組

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者、転入職員対象の研修会の開催	23
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がい教育に関する専門性向上のための研修会の開催	294
手話講座の開催	聾学校教職員及び盲学校寄宿舎指導員対象の手話講座等の開催	96
手話講座等への参加経費助成	教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費の助成	120
手話技能検定資格取得促進	聾学校教職員及び盲学校寄宿舎指導員の手話検定料	318
手話通訳者の派遣	校内委員会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣	1,062
合計		1,913

(2) 地域における取組

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
ICTを活用した手話パワーアップ事業	・児童用手話検定「手話チャレ」の作成チームを発足し、手話ハンドブックをもとにした検定を作成 ・手話学習を実施する小・中・高・特別支援学校と聾学校をオンラインでつなぎ、手話普及支援員による遠隔手話学習支援を実施	120
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、学校へ派遣	3,239
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催	151
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助	50
合計		3,560

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術を向上させ、全国手話検定試験2級以上の保有者率を50%とする。
- ・令和5年度において地域の学校における手話の取組実施率を100%とする。

<取組状況、改善点>

- ・鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術の向上等に関する補助と、ろう者の教員が会議等に参加できるよう、手話通訳者派遣を行った。
- ・鳥取聾学校及びひまわり分校に手話普及コーディネーターを配置するとともに、県内に広く手話普及支援員を派遣し各学校での手話学習を支援した。
- ・手話ハンドブックをもとにした鳥取県版児童用川手話検定「手話チャレ」を作成（令和3年度にレベル1、令和4年度にレベル2～5を作成。）・配信し、児童がより手話に親しむことができるようにしている。（順次、レベル10まで作成していく。）

令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7022）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	125,219	129,865	△4,646	729		〈委託事業収入〉 409	124,081	
トータルコスト	147,830千円（前年度152,734千円）〔正職員：2.9人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、許認可事務等							
工費等の策定内容	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 人材育成の場としての私立学校の魅力向上のため、私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容			補助率	予算額			
私立学校JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。			3/4	10,759			
(新) 海外進学に必要な民間英語試験受験料助成事業	高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指すよう、低所得世帯の高校生等に対して所定の英語試験の受験料を支援する。（上限：20千円）			1/2	200			
鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業	先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成する。			3/4	1,011			
私立学校あいサポート教育推進事業	①私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。 ②私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備（研修費用、設備整備等）に要する経費の一部を助成する。			3/4 1/2, 1/3	1,778			
いじめ問題対策事業	①学校満足度などを把握する心理調査（hyper-QU）を実施する私立中学・高等学校に対して支援する。 ②心理調査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための研修を実施する。			1/2	1,692			
私学共済事業等助成事業	①私立学校協会補助金 私立学校の教職員を対象とする研修等の開催経費の助成を行う。 ②私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修等に要する経費の助成を行う。 ③私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対する助成を行う。 ④日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る掛金負担に対する助成を行う。			1/2 1/2 36/1000 8/1000	108,112			
学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰の経費及び学校法人等の認可・調査に係る事務費			-	1,667			
合計						125,219		
3 事業目標・取組状況・改善点 私立学校において外国語教育や手話教育等の取組が継続して行われるよう支援する。 ○私立学校JET-ALT配置支援事業 私立中学・高等学校の8校が本プログラムを活用して、外国語指導助手を配置している。 ○鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業 科学的思考力等の育成を目的とした先進的な取組を行う私立高等学校へ必要な経費を助成する。 ○私立学校あいサポート教育推進事業 手話教育に取り組む私立中学・高等学校への助成や特別支援担当教員が、支援の必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費を助成している。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

雇用政策課（内線：7229）

1目 労政総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
障がい者就労・職場定着支援強化事業	73,505	71,482	2,023	1,693		71,812	
トータルコスト	93,532千円（前年度91,675千円）〔正職員：2.2人、会計年度任用職員：1人〕						
主な業務内容	セミナー企画・運営、会議開催、委託業務、補助金業務						
工程表の政策内容	多様な人材の就職支援・活躍促進						
事業内容の説明				【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】			
1 事業の目的、概要							
<p>障害者就業・生活支援センターに支援員等を配置するなどして、障がい者の就労促進を進めるとともに、ジョブコーチ支援の充実を図ること等により、障がい者の職場定着を図る。また、障がい者テレワークを推進し多様な働き方を促進する。</p>							
2 主な事業内容 （単位：千円）							
区分	内容						予算額
障がい者一人ひとりに対する就労支援	<p>(1) 障害者就業・生活支援センター体制整備（38,159千円） 県内3カ所のセンターに職場開拓支援員、定着支援員、業務補助員を1名ずつ配置する。</p> <p>(2) 県版ジョブコーチセンター設置（15,693千円） 中部・西部に、県版ジョブコーチセンターを設置する。</p> <p>(3) 訪問型ジョブコーチの設置促進（9,408千円） 訪問型ジョブコーチを配置する事業所に、国助成金では不足する活動経費を助成する（ジョブコーチ1人あたり上限1,344千円）。</p> <p>(4) ジョブコーチ養成研修（2,400千円） ジョブコーチの資格取得ができる講座を県内開催する（委託実施）。</p> <p>(5) 障がい者職場実習（2,682千円） 職場実習の受入事業所に謝金、実習生に奨励金を支給する。</p> <p>(6) 聴覚障がい者就労支援事業（250千円） 意思疎通支援（障害者総合支援法）対象外の採用面接、職場実習等に手話通訳を派遣する。</p> <p>(7) 各種会議の開催（626千円） 障がい者雇用推進会議、発達障がい者就労支援ネットワーク会議を開催する。</p> <p>(8) 就職準備セミナーテキストの普及（100千円） 障がい者の就業能力を高めるためのテキストを用いた研修を行う。</p>						69,318
共生社会を実現するための企業への支援	<p>(1) 企業への研修支援（502千円） 企業トップセミナー、企業内支援者研修、とっとり障がい者仕事サポーター養成等を行う。</p> <p>(2) 企業見学会、個別見学会等（250千円） 障がい者雇用を検討中の企業が、障がい者雇用に先進的に取り組む企業を見学する等のマッチングを行う。</p> <p>(3) 障がい者雇用優良事業所等表彰（53千円）</p>						805
障がい者テレワークの推進	障がい者テレワーク推進ワーキンググループを設置し、推進のための方策を検討するとともに、セミナーを開催し普及啓発を図る。						986
その他	標準事務費						2,396
合計							73,505

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

障がい者の就労促進・職場定着を進め、障がい者が働き続けられる職場づくりを支援する。

<取組状況>

- ・中西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、職場定着を図った（支援人数31人（R4.12末時点））
- ・訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成し、障がい者の職場定着の体制を強化した。（訪問型ジョブコーチ5人、支援人数107人（R4.12末時点））
- ・障がい者を正しく理解するための研修を開催した（「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」（2回開催、167名参加））。

<改善点>

令和4年6月時点で、法定雇用率（民間2.3%）を達成した県内企業の割合は60.3%で全国平均の48.3%を上回るが、障がい者雇用の更なる促進が必要である。

